

7月12日(木)から

# 集団検診の予約スタート!

9月・10月実施分の集団検診の予約が、7月12日(木)から始まります。各種検診項目の対象者がいる世帯には、4月上旬に「須恵町住民検診のお知らせ」をお送りしています。

日 程	予約締切	場 所	託 児
9月	11日(火)	須恵町役場保健センター	
	12日(水)		
	28日(金)		
	29日(土)		
	30日(日)		○
10月	10日(水)	乙植木コミュニティセンター	
	11日(木)	須恵町役場保健センター	○

まだ予約をしていない人は、受診希望日を選び、電話でお申し込みください。  
 上記表中の託児欄に○がある日は、生後6か月から就学前の子どもを対象とした託児があります。利用を希望する場合は、検診申し込みの際に、託児も合わせてお申し込みください。(定員あり)  
 検診項目など、詳しくは「須恵町住民検診のお知らせ」をご覧ください。

★集団検診の受付は電話予約です  
 ご予約は  **0120-951-317(無料) 平日 9時~17時**

※ただし、土日祝日およびお盆(8月13日~15日)はつながりません。

## がん検診を定期的に受けましょう

各種がん検診はご加入の医療保険に関係なく、該当年齢であれば受けることができます。また、がん検診クーポンの対象となる年齢の人には、5月下旬にクーポン券をお送りしています。  
 ぜひ、ご利用ください。



子宮頸がん検診 クーポン券のサンプル

乳がん検診 クーポン券のサンプル

▶問い合わせ先 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)  
 ☎ 932-1151(内線167・165)

## 70歳以上の人へ

# 高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担上限額が変わります

### ▶高額療養費とは

同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えてお支払いされた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。この上限額が平成30年8月から下表のように変わります。(70歳未満の人の上限額は変更ありません)

#### ●平成30年7月まで

負担区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み (課税所得145万円以上の人)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当44,400円(※2)>
一般(※1) (課税所得145万円未満の人)	14,000円 (年間上限144,000円(※3))	57,600円 <多数回該当44,400円(※2)>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。  
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。  
 ※3 平成29年8月診療分以降、毎年8月から翌年7月診療分の1年間が対象になります。

#### ●平成30年8月から

負担区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上の人)		252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当140,100円(※2)>
現役並みⅡ (課税所得380万円以上の人)		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当93,000円(※2)>
現役並みⅠ (課税所得145万円以上の人)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当44,400円(※2)>
一般(※1)	18,000円 (年間上限144,000円(※3))	57,600円 <多数回該当44,400円(※2)>
	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税	8,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)
		15,000円

### ▶高額介護合算療養費とは

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、介護保険の限度額を適用後、合算して下表の限度額を超えた分が支給されます。

負担区分	限度額(年額)	
	平成30年7月まで	平成30年8月から
現役並みⅢ		212万円
現役並みⅡ	67万円	141万円
現役並みⅠ		67万円
一般		56万円
区分Ⅱ		31万円
区分Ⅰ		19万円



▶問い合わせ先 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)